

1999年2月25日

北海道営林局長 根橋 達三 様

(社) 北海道自然保護協会



地域管理経営計画案等に対する意見

本年1月27日から縦覧されました北海道営林局管内の「地域管理経営計画案・施業実施計画案」について、下記のとおり意見書を提出いたします。

このたび国有林の計画が、このような形で情報公開、国民参加に向けて改善されたことは、喜ばしいことと考えます。しかし制度改善の第一歩のため、営林局側にも、縦覧する国民側にも、試行錯誤的な部分があったのはやむを得ないと思いますが、下記1については今後の改善を要望いたします。

北海道の「みどり」を中心とする自然環境は、北海道民の生活の基盤であるとともに、全国民にとっても北方的魅力の根源となっています。したがって、これが適正に保全されることはきわめて重要であります。もちろん木材生産の役割を無視する意味ではありませんが、そのような観点から、国有林の管理経営方針も、下記2のように自然保護の強化に向けて、原案を修正されますよう要望いたします。

また計画の実施に際しては、下記3のように弾力的に運用することを要望いたします。

記

1 基本的インフォーメーションが欠如していること

この新しい森林計画は、国有林の経営を公益的機能重視へ転換することにより、「国有林を名実ともに『国民の森林』とするとの基本的な考え方」に立脚している、とされています（管理経営計画書「はじめに」）。しかし今回の「縦覧」には、「国民の森林」として、国民に理解してもらおうという姿勢が欠如しており、きわめて不親切です。今後はぜひ改善してください。

①全体にPR不足で営林局職員にも認識が不足していること

今回の「縦覧」は、マスコミ等を通じて的一般国民へのPRが不足していました。また当協会の会員が縦覧するため、営林局の某課に電話で「縦覧の窓口はどこですか」と照会したところ、その課の担当者は縦覧制度を認識しておらず、適切に対応してくれませんでした

した。たとえどの課の職員でも、縦覧の制度と窓口くらいは認識すべきです。

②玄関ロビイに縦覧案内表示がないこと

営林局を訪れると、玄関ロビイに森林植物や木材製品などの展示PRコーナーがあります。当然「縦覧」の案内もあると期待しましたが、どこを見てもその表示はありません。普段は役所と縁のない一般国民は、まずここで迷い「敷居の高さ」を感じます。やっと担当課が分かり、その部屋の前まで行っても、ドアに「縦覧場所」の表示はありません。担当はこの課でも「縦覧場所」は他にあるのかと、再び迷い不安になります。「国民の皆様のご理解とご協力を」というなら、もっと分かりやすく入りやすくなるような、雰囲気づくりが必要です。

（担当者にそう申し入れたら、玄関外側の掲示板に掲示してある、と言われました。たしかに掲示板には「何かが掲示」されていたのに気づきましたが、A4版の紙に細かい字がびっしり書かれたもので、掲示板の前には除雪されない大量の雪が積もっていて近づけず、それを読むことは事実上不可能な状態でした。）

③「流域区分」が分からぬこと

北海道の国有林は13流域に区分されている由ですが、一般国民にとっては、自分が関心をもつ地域がどの計画区に所属しているか分かりません。ところが流域区分図（計画区区分図）が縦覧できるようになっていません。まず60万分1程度の国有林分布と流域区分図を用意することが、縦覧の第一歩だと思います。利用者の立場に立った、ちょっとした親切な心がけが大切です。

④「施業実施計画図」の索引図がないこと

縦覧場所には、2万分1の「施業実施計画図」が折り畳まれて大量に積んであります。例えば石狩空知森林計画区では44枚の図が積まれていました。ところがその表示には、44-1、44-2、…44-44という番号が記されているだけで、どの地域かは、いちいち折り畳んだ図を広げてみなければ分かりません。例えば、夕張岳に該当するものを探すだけでもひと苦労です。これなどは20万分1程度の地図に枠線を入れ番号を表記した索引図を用意すれば、夕張岳は何番で、その右隣は何番ということが、ただちに理解でき、効率的に縦覧できるようになります。

⑤専門用語の解説や手引きがないこと

従来の森林計画は、専門家集団だけによって扱われることが多かったので、一般国民には親しみにくい仕組みや用語がたくさんあります。したがって縦覧に際して、国民の理解を深めるための、かみくだいた「手引き書」が必要です。例えば「育成天然林施業群は回帰年である」（石狩空知・実施計画書1ページ）といわれて、すぐにその意味するところ

を理解できる一般国民は、何人いるでしょうか？

⑥意見書の締切日が不合理なこと

今回の縦覧期間は2月26日（金）までです。ところが意見書の締切は2月26日必着となっています。26日の夕方に縦覧した人は事実上、意見書の提出ができない仕組みです。26日必着とすれば、営林局の職員は27日（土）や28日（日）に出勤して意見書を読むのでしょうか？ 翌週の月曜日にしか読まないのであれば、締切日もそれに合わせるのが当然です。ここにも国民への配慮を欠いた姿勢が表れています。

2 地域管理経営計画案等の内容は自然保護を強化する必要があること

①機能類型区分の新旧対応が分からぬこと

今回は新たに水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3類型区分が導入された山です。たしかに実施計画図にはその色分け区分があるので、理解できます。しかし多くの国民が関心をもつるのは、従来の国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、木材生産林のそれぞれが、具体的な場所で、新しい何の類型に変更されたかという点だと思うのですが、その新旧対比はまったく図示されていません。

その新旧対比が図示され、例えば〇〇の地域では従来の木材生産林が水土保全林に変更された、というようなことが理解できれば、「なるほど木材生産から公益的機能重視へ転換した」ということが実感できるのでしょうか、残念ながらそのようになってしまん。したがって、今回の森林計画の基本理念が、具体的な地域でどう生かされているのか、生かされていないのか、分からず、意見が言いにくい内容です。

②自然公園の第二種特別地域以上は自然維持タイプ林とすること

今回の「国民の森林」が打ち出された背景には、従来の国有林の累積赤字3兆8千億円のうち2兆8千億円を国民が負担する、という政策転換があったと理解しています。そうであれば、少なくとも国立公園、国定公園、道立自然公園の第二種特別地域、第一種特別地域、特別保護地区は、森林と人との共生林のうち自然維持林に組み込み、自然保護を優先した施業を行うことを原則とすべきです。しかし一部の計画書を見た限り（例えば夕張岳周辺など）では、そうなっておりません。したがって、第二種特別地域以上を自然維持林に変更すべきです。

また鳥獣保護区の特別保護地区や後記①の渓流沿い地域なども、それに準ずる扱いとすべきです。

③森林空間利用タイプが多すぎること

前記①で記した新旧類型区分対比ができないため、よく分かりませんが、森林空間利用タイプ林の多くは、従来の森林空間利用林を継承しているとの印象をもちました（例えば恵庭営林署のウサクマイ付近など）。従来の森林空間利用林が設定されたのは、1980年代のバブル経済とリゾートブームを背景とした時代でした。そして、1990年代にはリゾート開発のほとんどが失敗した結果をもたらしています。国有林のヒューマングリーンプランもその例外ではありません。それにもかかわらず、新しい森林計画で従来の森林空間利用林をほぼ継承することは、国民の理解を得ることができません。新しい森林空間利用タイプ林予定地の多くは、前記②で記した方針などにより、自然維持林に変更すべきです。

④とくに河川渓流沿いの森林伐採が憂慮されること

一部の実施計画書を見た限りでは、水土保全林、森林と人の共生林を通じて、10%、15%、20%程度の伐採が予定されている箇所が非常に多く見受けられました。そうした中でも河川渓流沿いの伐採は、具体的な施業方法の如何にもよりますが、生態系に与える影響が大きくなることが懸念されます。例えば上川南部の幾寅管内シーソラップチ川流域ではシマフクロウやイトウの生息への悪影響が懸念されますし、渡島・檜山の八雲管内砂蘭部川流域では、伐採による河川生態系への悪影響が懸念されています（これらの地域については、当協会理事の稗田一俊から別途に意見書が提出される予定です）。そのような地域では自然維持タイプ林に組み替えて伐採を控えるとともに、他の地域でも河川への影響を考え、できる限り伐採を控えるべきです。

⑤林道開設や砂防ダム新設が多すぎること

一部の実施計画書を見た限りでは、林道や砂防ダムの新設がかなり多く盛り込まれています。それぞれの必要性や期待される効果は、個別に十分な吟味がされているのでしょうか。これらの中には一般的の公共事業枠で整備されるものが含まれていると思いますが、財政構造改革とも関連して、「従来型公共事業の時代は終わった」とされています。前記①の新旧対比が図示できなかった原因として、担当者は「昨秋に法律改正がされたばかりなので、作業する時間的余裕がなかった」と説明してくれました。たしかに、そのような事情は理解できますが、そのことは同時に、林道や砂防ダムの計画も、個別の内容の吟味をする時間的余裕がないまま計画を羅列した、という疑いにつながります。

本当に必要な林道や砂防ダムはもちろん整備すべきですが、従来はともすると「予算消化」と批判される事業も存在しました。実施に当たっては「環境影響」（④の河川渓流への影響を含めて）と、「費用対効果」を十分に吟味してください。

⑥「計画と伐採のズレ」が懸念されること

伐採などの事業は、経営計画書によれば「原則として民間に委託して推進する」ことに

なっています。従来の北海道内国有林では、「森林の現状把握が要員不足などから十分に行われないまま施業計画が立てられ、結局、計画していた伐採ができなくなった例」が多発し、その中には計画より過剰な伐採が行われたものもあると指摘されています（別添、1997年11月28日づけ北海道新聞参照）。

そのような実態が改善されないまま、組織や要員はいっそう縮小され、民間委託が行われれば、「計画と伐採にズレ」という懸念はますます増大します。しかも国有林で減員された職員は民間林業会社に再就職することも予想されますから、最近、帶広営林支局管内で起こった「やまりん」のような事態に結びつく可能性も高まります。「国民の森林」に脱皮しようとする新しい森林計画が、「ずさん 国有林管理」（別添、1997年11月28日づけ北海道新聞の見出し）と批判されることのないよう、適正に実施されることを期待します。

3 その他の事項

①実施に際しては計画に弾力性をもたせること

今回の縦覧は、制度としては一步前進です。しかし専門家ではない一般の国民が短時間に膨大な計画書を縦覧しても、すべてを理解し把握することは不可能です。また計画書では表現できない部分などで、現場の作業が始まれば、改めて問題点が浮上する場合も当然のこととして予想されます。

したがって「計画で決まっているから」とか、「縦覧したのに意見がなかったから」という理由で、すべて計画書を金科玉条のように運用することは避け、「国民の森林」という観点から、弾力性をもって運用されることを要望いたします。

②国有林の「活用」という用語は改めていただきたいこと

管理経営計画書には「国有林野の活用に関する事項」という項目があります。しかし、その実態は国有林の森林を農地や建物用地など他の土地利用に転用することです。それは森林として「死用」であっても決して「活用」ではありません。国有林を国有林でなくするのが「活用」であるというのは、国有林にとって侮辱的な言葉ではないでしょうか。また森林のままの土地利用であっても、国有林が「市町村の森」になれば「活用」されたというなら、国有林が自らの存在意義を否定するような用語ではないでしょうか。

国有林の「活用」という言葉が、だれによって発想され、いつから使われているのか知りませんが、「国民の森林」に脱皮するのを機会に、「活用」は別の用語に改めていただきたいと思います。

